

業務請負単価契約書(案)

- 1 契約件名 令和8年度 四国森林管理局官用自動車点検等業務(単価契約)
- 2 予定総金額 金 ○○○○○円
(うち消費税及び地方消費税額 ○○○○円)
- 3 仕様内容 別紙2「官用自動車点検等業務仕様書」のとおり
- 4 予定数量及び契約単価 別紙4「単価表」のとおり
- 5 契約期間 令和○年○月○日から令和9年3月31日まで
- 6 契約保証金 免除

上記の業務について、支出負担行為担当官 四国森林管理局長 田中 晋太郎（以下「甲」という。）と 請負者 ○○○○ ○○○○（以下「乙」という。）とは、上記各項及び契約条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

以上本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、甲、乙各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 高知市丸ノ内1－3－30
支出負担行為担当官
四国森林管理局長 田中 晋太郎

乙

契約条項

（目的）

- 第1条 甲又は甲の指定した職員は、頭書の業務の提供を必要とする場合は、項目、数量、履行年月日その他必要な事項を記載した発注書を発行し、これを乙に交付して業務履行の指示をするものとする。
- 2 乙は、前項に定める発注書の交付を受けた場合は、当該発注書に従い、頭書の業務を頭書の契約単価をもって確実に履行しなければならない。
- 3 頭書の予定数量は、甲の都合により予定数量が変更になる場合は、発注書を優先するものとする。このことについて、乙は不服の申し出はできない。
- 4 この契約による契約単価の有効期限は、頭書の契約期間とする。

（納入期限の延長）

- 第2条 乙は、発注書に定める期日内に業務の履行を完了することができない場合は、あらかじめ、甲に対し遅延の理由及び履行完了見込み日を明らかにした書面を提出して、期限延長の承認を求めなければならない。

（延滞金）

- 第3条 甲は、乙が発注書に定める期日内に、業務の履行を完了できない場合において、その後甲の定める期限までに完了できる見込みがあるときは、乙に対し延滞金を請求することができる。ただし、その延滞が天災地変等やむを得ない理由によるときは、この限りではない。
- 2 前項の延滞金は、履行期限の翌日から履行完了日までの遅延日数1日につき、発注書に定める数量に頭書の契約単価に乗じて得た額に国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文及び第37条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、延滞金とする。
- 3 第1項の延滞金の請求は、甲がこの契約を解除した場合における違約金の請求を妨げるものではない。

（整備の追加）

- 第4条 乙は、第1条第2項の定めにより、点検等を実施しようとするとき、又は実施した結果、発注書に定められた内容以外の追加整備が必要と判断した場合は、直ちに甲又は甲の指定した職員に通知するとともに、その追加整備項目が頭書の契約単価に定めのないときは、当該追加整備に係る費用の見積をするものとする。
- 2 甲は、前項の乙の通知内容及び費用が適当であると判断した場合は、当該内容について本契約とは別途の請負契約を乙と締結する。

(検査)

第5条 乙は、業務の履行を完了したときは、その旨を甲に通知し、甲の命じた職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

2 検査職員は、前項の通知を受けた日から10日以内に当該成果品について検査を行うものとする。

3 乙又は乙の使用人は、検査に立ち会い、検査職員の指示に従って、検査に必要な措置を講ずるものとする。

4 前項の場合において、乙又は乙の使用人が検査に立ち会わないときは、検査職員は、乙の欠席のまま検査を行うことができる。この場合において、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

5 検査職員は、検査の結果、当該成果品の全部又は一部について不当な箇所を発見した場合は、乙に対し、適当な日時を定めて補修を請求することができる。この場合、乙は、直ちに不当な箇所の補修を行わなければならない。この場合において、第2項に規定する期間は、甲が業務のやり直しを完了した旨の通知を受けた日から起算し、第3項及び第4項の規定を準用する。

(損失負担)

第6条 乙は、業務の実施について甲に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、損害を賠償しなければならない。

2 乙は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、乙の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由によるときは、その限度内において甲の負担とする。

3 乙は、乙の責に帰さない事由による損害については、第1項又は第2項の規定による賠償の責を負わない。

(代金の請求及び支払)

第7条 乙は、業務の履行を完了し検査職員の検査に合格したときは、毎月分若しくは数箇月分を取りまとめ、適法な請求書により履行した数量に頭書に定める契約単価を乗じた金額を甲に請求することができる。

2 甲は、前項の支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を乙に支払わなければならない。ただし、受理した支払請求書が不当のため、乙に返送した場合には、甲がその返送した日から乙の適法な支払請求書を受理した日までの期間は、これを約定期間に参入しない。

(支払遅延利息)

第8条 甲は、約定期間内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要しないものとする。
- 3 甲が第5条第2項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、前2項の計算の例に準じ、第1項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払うものとする。

(保証)

第9条 乙は、当該業務の完了後6か月、又は当該業務を実施した対象車両が、業務を完了したときからの走行距離が1万キロメートルに達したときのいずれか早い日までの期間において、業務を実施した箇所に、当該業務が原因で不具合が生じた場合であって、かつ、その不具合が当該業務が原因で生じたものと乙が認めたときは、その不具合箇所を乙の負担において再度整備するものとする。その他、保証の詳細は、乙の発行する整備保証書による。

(契約の変更)

第10条 経済情勢の激変等により、頭書に定める契約単価が著しく不当であると認められる場合は、甲、乙協議して契約変更することができる。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、乙は、違約金として契約期間中に必要とする数量に契約単価を乗じて得た額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りではない。

- (1) 契約上の義務を履行せず、又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) この契約に関し、不正行為をしたと甲が認めたとき。
- (3) 天災その他不可抗力以外の理由により契約の解除を申出たとき。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 12 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 13 条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約期間中に必要とする数量に契約単価を乗じて得た額の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したと

き。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約期間中に必要とする数量に契約単価を乗じて得た額の100分の10に相当する額のほか、契約期間中に必要とする数量に契約単価を乗じて得た額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（債権債務の相殺）

第14条 甲は、この契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、請負代金と相殺することができる。この場合において、乙の支払うべき金額が甲の支払うべき金額を超過するときは、乙は、その不足額について甲の指示するところによりこれを納入しなければならない。

2 乙が、この契約に基づく延滞金、違約金又は賠償金を甲の指定する期限までに納付しないときは、甲は、乙から遅滞日数1日につき国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文及び第37条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定する率の割合で計算した遅滞金を徴収する。

（再委託の禁止）

第15条 乙は、単価契約の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 「主たる部分」とは、当該単価契約における車検整備及び定期点検整備に関する作業をいう。

（権利義務の譲渡等）

第16条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継さ

せてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合には、この限りでない。

（暴力団排除の推進）

第 17 条 暴力団排除に関する特約条項は別紙 1「暴力団排除に関する特約条項」のとおりとする。

（環境負荷低減への取組）

第 18 条 請負者は事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。

（契約外事項）

第 19 条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じ甲乙協議の上、定めるものとする。

（紛争解決の方法）

第 20 条 この契約について紛争を生じた場合は、甲乙協議して選定した第三者の調停により解決するものとする。

別紙 1

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(注) 請負者が共同企業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

別紙 2

官用自動車点検等業務仕様書

1 対象物品

別紙 令和 8 年度自動車点検等車両一覧表（以下「一覧表」という。）に定める自動車。

車体検査、定期点検以外の整備（消耗部品の交換、調整等をいう。以下同じ。）については、請負者は点検を実施した結果、予定項目以外の整備が必要であると判断した場合は、契約担当官等又はその補助者（以下「契約担当職員」という。）に連絡の上、指示を受けるものとする。

2 請負内容

（1）請負者は、契約担当職員の発行する発注書（以下「発注書」という。）に基づき、一覧表に定める車両配置場所庁舎より車両を引き取り、発注書に定める点検・検査等を実施の上、車両配置場所庁舎に返還するものとする。

（2）発注書及び単価表における項目の内容は次のとおりとする。

ア 定期点検整備とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号、以下「法」という。）第 48 条に基づく点検整備とする。

イ 継続検査とは、法第 62 条に基づく検査とする。

ウ 保安確認検査とは、法第 62 条に定める継続検査に係るものとする。

エ 継続検査代行とは、自動車検査証の交付に係る事務手続の代行料金をいい、申請に必要な継続検査申請書は請負者が自己の負担において用意するものとする。

オ スチーム洗浄とは、車体、エンジンルーム及び下回りの温水による高圧洗浄機での清掃をいう。

カ 下回り塗装とは、シャーシ等に施す錆止め塗装である。

キ 車内及び外回り洗浄とは、車内の粉じん等ゴミの除去、マットの清掃、樹脂並びに鉄製部分の拭き掃除、外回りの洗浄及び拭き掃除、ボディへのワックス掛けの作業をいう。

ク エンジンオイル交換には、エンジンオイル（部品、SM品質（API 規格））代金を含むものとする。

ケ オイルエレメント交換には、オイルエレメント代金を含むものとする。

コ 追加発注

上記以外の業務については、契約条項第 4 条による。

3 その他

請負者は、車両の返還に当たっては、契約担当職員に点検結果を説明するとともに、交換部品があった場合は、取り外した使用済み部品を提示する等、業務が確実に完了したことを明らかにすること。

また、その際は、整備した全ての内容を明瞭に記載した点検整備記録簿を提出すること。

なお、整備内容が多項目にわたり、点検整備記録簿への明記が困難である等の場合は、整備した内容を全て記録した書面を併せて提出すること。

令和8年度自動車点検等車輛一覧表

No.	車両配置場所庁舎	車種	車名	初度登録年月日	車台番号	型式	車両重量／総排気量	貨物用総重量	登録番号	自動車重量税	自賠責保険料	登録印紙代	継続検査（車検、二四ヶ月定期点検）	継続検査（車検、十二ヶ月定期点検）	定期点検整備（十二ヶ月定期点検）	保安確認検査	継続検査代行	スチーム洗浄	下回り塗装	車内及び外回り洗浄	エンジンオイル交換	オイルエレメント交換	車検満了日	車両別履行予定期限	保険期間	点検等区分	備考
1	局	軽自動車	ダイハツ アトレーワゴン	平成25年2月	S331G-0022140	ABA-S331G	1010kg /0.65L		高知580た 99-20						○			○		○	○	○	R10.2.24	R10.2.24	自 R8.03.22 至 R10.03.22	12ヶ月点検	
2	局	乗用自動車	三菱エクリプス クロス	令和6年2月	GL3W-0605280	5LA-GL3W	1900kg /2.35L		高知300の 54-88	○	○		○			○	○	○	○	○	○	○	R9.2.19	R9.2.19	自 R6.02.20 至 R9.03.20	車検	プラグインハイブリッド
3	局	乗用自動車	三菱デリカ	平成24年10月	CV5W-0801532	DBA-CV5W	1770kg /2.35L		高知300て 96-01						○			○		○	○	○	R9.10.16	R9.10.16	自 R7.11.15 至 R9.11.15	12ヶ月点検	
4	局	乗用自動車	スバルフォレス ター	令和3年3月	SKE-052695	5AA-SKE	1620kg /1.99L		高知300ね 9-34						○			○		○	○	○	R10.3.21	R10.3.21	自 R8.04.22 至 R10.04.22	12ヶ月点検	ハイブリッド
5	局	軽自動車	スズキジムニー	令和4年1月	JB64W-208671	3BA-JB64W	1040kg /0.65L		高知580み 77-93	○	○		○			○	○	○	○	○	○	○	R9.1.10	R9.1.10	自 R7.02.11 至 R9.02.11	車検	
6	局	乗用自動車	日産エクストレ イル	令和4年3月	HNT32-192754	5AA-HNT32	1660kg /1.99L		高知300ね 54-79	○	○		○			○	○	○	○	○	○	○	R9.3.9	R9.3.9	自 R7.4.10 至 R9.4.10	車検	ハイブリッド
7	局	乗用自動車	トヨタハイエース ワゴン	平成30年12月	TRH219-0030406	CBA-TRH219W	2040kg /2.69L		高知300に 94-85						○			○		○	○	○	R9.12.6	R9.12.6	自 R7.12.26 至 R9.12.26	12ヶ月点検	ワンボックスカー
8	局	乗用自動車	ダイハツロッ キー	令和5年2月	A210S-0018143	3BA-A210S	1040kg /0.99L		高知500む 39-97						○			○		○	○	○	R10.2.2	R10.2.2	自 R8.02.02 至 R10.03.02	12ヶ月点検	
9	局	乗用自動車	スバルフォレス ター	令和5年3月	SKE-102121	5AA-SKE	1620kg /1.99L		高知300の 366						○			○		○	○	○	R10.3.2	R10.3.2	自 R8.04.03 至 R10.04.03	12ヶ月点検	ハイブリッド
10	セ	小型貨物自動車	トヨタタウンエ スバン	令和1年12月	S412M-0030655	DBF-S412M	1290kg /1.49L	2100kg	高知400そ 8-77	○	○			○		○	○	○	○	○	○	○	R8.12.2	R8.12.2	自 R7.12.18 至 R8.12.18	車検	ミニバン
11	セ	軽貨物自動車	ダイハツハイ ゼットトラック	平成23年1月	S211P-0127713	EBD-S211P	770kg /0.65L	1230kg	高知480か 77-98	○	○		○			○	○	○	○	○	○	○	R9.1.23	R9.1.23	自 R7.01.24 至 R9.01.24	車検	

注1)点検等の車両数については予定車両であり、車両の更新等により増減する場合がある。

注2)「車輛引き渡し及び納車場所」と「整備事業場」間の輸送経費については点検料に含む。

注3)整備内容について、本表にない事項(交換部品や油脂、定期点検等で判明した追加整備、修理等)の実施については、契約条項第4条によるものとする。

注4)国の機関となりますので、登録印紙代は不要となります。

単 価 表

件 名 (項 目)		数量	単位	単価
(法定費用)自動車重量税	小型貨物自動車(自家用)(1年) エコカー外 車両総重量～2.5トン	1	台	
	軽自動車(自家用)(2年) エコカー外 (13年未満)	1	台	
	軽自動車(自家用)(2年) エコカー外 (13年経過)	1	台	
	乗用自動車(自家用)(2年) エコカー外 車両重量～1.5トン	0	台	
	乗用自動車(自家用)(2年) エコカー外 車両重量～2トン	1	台	
	乗用自動車(自家用)(2年)(免税対象車) エコカー外 車両重量～2.5トン	1	台	
	乗用自動車(自家用)(2年)(13年経過) エコカー外 車両重量～2.5トン	0	台	
(法定費用)自賠責保険料	検査対象 小型貨物自動車 12ヶ月契約	1	台	
	検査対象 軽自動車 24ヶ月契約	2	台	
	検査対象 乗用自動車 24ヶ月契約	2	台	
法定費用(非課税対象等) 小 計				
継続検査(車検、24ヶ月定期点検)	乗用自動車	2	台	
継続検査(車検、24ヶ月定期点検)	軽自動車	2	台	
継続検査(車検、12ヶ月定期点検)	小型貨物自動車	1	台	
定期点検整備(12ヶ月定期点検)	乗用自動車	5	台	
定期点検整備(12ヶ月定期点検)	軽自動車	1	台	
保安確認検査	乗用・小型貨物自動車	3	台	
	軽自動車	2	台	
スチーム洗淨	乗用・小型貨物自動車	8	台	
	軽自動車	3	台	
下回り塗装	乗用・小型貨物自動車	3	台	
	軽自動車	2	台	
車内及び外回り洗淨	乗用・小型貨物自動車	8	台	
	軽自動車	3	台	
エンジンオイル交換	乗用・小型貨物自動車	8	台	
	軽自動車	3	台	
オイルエレメント交換	乗用・小型貨物自動車	8	台	
	軽自動車	3	台	
継続検査代行料	乗用・小型貨物自動車	3	台	
	軽自動車	2	台	
(課税対象)小 計				
税 抜 合 計				
消 費 税(10%)				
合 計				

※単価は消費税等を含まない額